

平成25年度ダイオキシン類対策特別措置法に基づく ダイオキシン類排出調査結果について

鹿児島県環境林務部
廃棄物・リサイクル対策課

1 調査結果概要

廃棄物焼却炉など16施設について、ダイオキシン類対策特別措置法第34条に基づき、ダイオキシン類に係る排出調査を実施した(鹿児島市分を除く)。
調査の結果、全ての施設で排出基準等に適合していた。

2 調査概要

(1) 調査実施機関

株式会社静環検査センター九州支店

(2) 調査期間

平成25年9月～平成26年1月

(3) 調査対象物質

ダイオキシン類(ダイオキシン類対策特別措置法に基づくポリ塩化ジベンゾフラン、ポリ塩化ジベンゾパラジオキシン及びコプラナーポリ塩化ビフェニル)

(4) 調査施設(16施設)

- | | |
|------------|-----|
| ① 廃棄物焼却炉 | 7施設 |
| ② 廃棄物最終処分場 | 9施設 |

3 調査結果

(1) 廃棄物焼却施設の排出ガス

7施設の調査結果は0.00011～8.6ng-TEQ/m³Nであり、全て排出基準に適合していた。

(2) 廃棄物最終処分場の放流水

7施設の調査結果は0～0.060pg-TEQ/Lであり、全て排出基準に適合していた。

(3) 廃棄物最終処分場の地下水

7施設の調査結果は0.000017～0.00094pg-TEQ/Lであり、全て環境基準に適合していた。

4 その他参考事項

この調査結果は、廃棄物処理行政やダイオキシン類対策を円滑に進めるため、県が業務委託により調査を行ったものである。

このほか、ダイオキシン類対策特別措置法第28条(設置者による測定)の規定により、ダイオキシン類を排出する施設(特定施設)の設置者は、年1回以上の自主測定を行い、その結果を知事に報告しなければならないこととされている

平成25年度ダイオキシン類排出調査結果

(1) 廃棄物焼却炉

番号	事業場名	所在地	測定日	測定結果 (ng-TEQ/m ³ N)	排出基準値 (ng-TEQ/m ³ N)	適合 状況
1	南薩地区衛生管理組合 川辺清掃センター (1号炉)	南九州市	H25. 10. 31	0.98	10	○
2	北薩広域行政事務組合 環境センター (1号炉)	阿久根市	H25. 12. 16	0.020	5	○
3	始良市市民生活部 環境施設課 あいら清掃センター (2号炉)	始良市	H25. 12. 12	0.026	5	○
4	大隅肝属広域事務組合 (1号炉)	鹿屋市	H25. 9. 30	0.00011	1	○
5	南種子清掃センター	南種子町	H25. 10. 2	4.1	5	○
6	株式会社太陽化学 伊集院工場 (2号キルン炉)	日置市	H26. 1. 8	1.1	5	○
7	株式会社外菌運輸機工 陣ノ尾焼却場	薩摩川内市	H26. 1. 20	8.6	10	○

(2) 最終処分場 放流水

番号	事業場名	所在地	測定日	測定結果 (pg-TEQ/L)	排出基準値 (pg-TEQ/L)	適合 状況
1	さつま町 クリーンセンター	さつま町	H25. 10. 10	0	10	○
2	大口リサイクルプラザ 最終処分場	伊佐市	H25. 10. 10	0.00028	10	○
3	吉松一般廃棄物 最終処分場	湧水町	H25. 10. 7	0.015	10	○
4	霧島市 敷根清掃センター 最終処分場	霧島市	H25. 10. 7	0.000099	10	○
5	財部一般廃棄物 最終処分場	曾於市	H25. 10. 7	0.060	10	○
6	肝属地区大根田 最終処分場	錦江町	H25. 10. 7	0	10	○
7	南種子町最終処分場	南種子町	H25. 10. 2	0.00047	10	○

(3) 最終処分場 地下水

番号	事業場名	所在地	測定日	測定結果 (pg-TEQ/L)	環境基準値 (pg-TEQ/L)	適合 状況
1	さつま町 クリーンセンター	さつま町	H25. 10. 10	0. 00017	1	○
2	大口リサイクルプラザ 最終処分場	伊佐市	H25. 10. 10	0. 00021	1	○
3	あいら最終処分場(新)	始良市	H25. 10. 10	0. 00011	1	○
4	霧島市 敷根清掃センター 最終処分場	霧島市	H24. 9. 10	0. 00018	1	○
5	財部一般廃棄物 最終処分場	曾於市	H24. 9. 14	0. 000017	1	○
6	肝属地区大根田 最終処分場	錦江町	H24. 9. 14	0. 00011	1	○
7	肝属地区鹿屋 最終処分場	鹿屋市	H25. 1. 28	0. 00094	1	○